

令和6年度当初予算に関する要望書

令和5年12月25日
自由民主党ネクスト島根

島根県知事

丸山 達也 様

自由民主党ネクスト島根

会 長 嘉本 祐一

副会長 内藤 芳秀

幹事長 多々納 剛人

政策審議会長 原 拓也

福田 正明

岡本 淳

野津 直嗣

出川 桃子

河内 大輔

森山 裕介

中村 絢

今年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行など、コロナ禍による社会混乱は落ち着きを取り戻しつつある。その一方で、国内では急激な物価高、エネルギー価格の高騰などが進み、国民生活に大きな影響を及ぼしている。

さらには、ロシアとウクライナの戦闘長期化、またイスラム過激派ハマスとイスラエルによるパレスチナ地域の紛争激化など、日本を含む国際社会の情勢は混迷を極めている。

こうした中においても、本県においては、最上位計画である島根創生計画の取組を着実に進めていかなければならないところである。

人口減少対策を最大の柱の一つとし、産業振興や結婚・出産・子育て支援、さらにはUIターン施策や中山間地域への取組など、待ったなしの課題は山積している。

最新の2022年統計によると合計特殊出生率は1.57（2035年目標は2.07）、社会動態は1,116人の社会減少（2030年目標は増減が均衡）となっており、目標達成に向けた取組を今後さらに加速させていく必要がある。

知事におかれては、人口減少対策に加え、防災・減災の取り組み、教育や医療・福祉の充実、スポーツや文化振興など県民の安心安全や人生の豊かさを高める施策など、島根創生計画の推進を着実に進めていただくとともに、県民生活を直撃する物価高、エネルギー高騰対策など県民の生活を守り抜くために、臨機応変、スピード感をもって施策展開されることをお願いしたい。

ついては、以下のことを要望する。

国への要望

知事におかれては、以下の項目について国へ要望することを要望する。

1 内閣官房

- ① 頻繁・深刻化する災害対策においては、国土強靱化5か年計画の延長及び恒久化、また住民や自治体の負担軽減のため国においては一体的かつ効率的な災害支援対策を行うこと。また、財政力等に応じた地方負担分を軽減等の措置も含め必要な予算を安定的に確保し、経済効果等だけではない財源配分をすること。
- ② 国民生活を安定させるために、国防は言うに及ばず、食料、エネルギーの安全保障、国内の様々な生産活動にかかるサプライチェーンの強靱化を含む経済安全保障を確固たるものにし、また、インバウンドを含む観光振興などの国内景気浮揚策を遅滞なく講じること。そのために今後とも手厚い財源措置を行う断固とした明確な姿勢を国民に示すこと。
- ③ 2002年9月の日朝首脳会談で北朝鮮が日本人の拉致を認め、5人の拉致被害者とその家族の帰国が実現してからすでに20年が経過した。全ての拉致被害者の早期帰国を実現させるため、拉致問題の解決に向け全力で取り組むこと。
- ④ 地方創生推進交付金については毎年、制度の緩和や運用改善が行われているが、新規事業だけでなく、自治体が先進的に取り組んでいた事業等も対象とし、自治体独自の地方創生への取組をさらに推進すること。
- ⑤ 原油価格・物価高騰の影響が収束するまでの間、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、必要となる財源を措置するとともに交付金についても繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。
- ⑥ 地方創生拠点整備交付金については毎年、制度の緩和や運用改善が行われているが、現在、島根県にとって必要かつ拠点となる公的施設等などが今後国スポにあわせて大規模改修を控えている。施設のバージョンアップはもち

ろんだが、長寿命化工事などの改修も地方自治体にとっては拠点整備事業である事から、老朽化長寿命化工事なども一定の内容に沿って交付金の対象になるよう対象緩和を検討すること。

- ⑦ ポストコロナ社会を見据え、地方分散の国土構造への転換が必要であり、中央省庁の地方移転はもとより、企業の本社機能、大学・研究施設等の移転も含め人と企業等の地方分散を促進させること。そのために大胆かつ具体的な道筋をたて、インセンティブを高める政策を実行すること。また、地方へ移住した者に対する税の軽減措置の導入や地方での住宅取得に対する助成・控除の拡大などについても検討すること。
- ⑧ 島根大学の基礎研究も含めた研究開発支援、ビジネス化支援（次世代たたら協創センターなど）とともに、研究者の研究環境を改善するとともに、県内大学も含めた高等教育機関の老朽化した施設整備も含めた施設整備を充実させること。
さらに国の助成、補助によりこれまで以上に積極的に地方大学への研究開発への支援を行うこと。
- ⑨ データセンターは都市部に集中しているが、万が一の災害への対応、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点などから地方へ分散配置するよう税制、助成などにより地方の負担をさらに軽減し促進すること。
- ⑩ 小中高等学校教育も含めた竹島問題に関する啓発活動の強化を図るとともに、日本の領土である竹島の国際理解促進と国自ら「竹島の日」を制定するなど、竹島の領土権の早期確立のための活動をさらに強化すること。
- ⑪ 外国からのあらゆる攻撃から島根県民の身を守るシェルター整備予算を早期に優先配分すること。
- ⑫ 中国や北朝鮮が日本近海での活動を活発化させる中、日本海沿岸の警備を強化すること。
- ⑬ 北朝鮮は記録的な水準の頻度でミサイルを発射している。核開発は極東地域の安全の不安定化をもたらし、弾道ミサイル等の発射は、操業する漁船などの船舶や航行中の航空機への被害など、不測の事態を発生させる恐れがあることから引き続き北朝鮮の行動等を注視し、万全の対応を講じること。

2 内閣府

- ① 国の加速化プランの実行にあたっては、施策を現場で実行する地方地自体への事業の情報提供、事業スキームなどの情報共有が遅れ、次年度の地方自治体独自の政策にも影響を与えている。子育て支援については、居住地である都道府県に限らず子育て支援をナショナルサービスとして国民に提供する事が望ましく、国においては抜本的な制度の設計、及び地方自治体が行うそれぞれの地域にあった特色ある子育て支援等についての財源の確保についても十二分に強化すること。
- ② 少子化対策は総合的な取組である結婚・出産・育児・教育の分野でそれぞれに課題があるが、「こどもまんなか」社会とは、「子育て」はもちろん、子どもの健全な成長を支援する「子育て」支援であり、この子育て支援への視座が国の政策には欠如していると感じている。こうした支援もふまえ今後とも結婚・出産・育児・教育の分野で手厚い財源措置を行う断固とした明確な姿勢を国民に示すこと。
- ③ 財源については消費税や保険料などの税ではなく、未来への投資である事を十二分に踏まえ、国債の発行など国民の負担増にならない運用・施策を検討すること。
- ④ 島根県においては各市町村と共に先駆的な子育て支援などを行っている。市町村が独自に行っていた先進的な子育て支援事業についても確実な財政支援を強化すること。地域少子化対策重点推進交付金（結婚新生活支援事業）について補助率の引き上げや対象の年齢、世帯収入などの採択要件の緩和を行い、地方自治体の創意工夫が活かせるよう柔軟な運用をはかること。
- ⑤ こども家庭庁の設立に伴い、「子育て」支援として保育教育環境整備や0歳～6歳までの就学前教育の推進、保育士の確保支援・処遇改善、保育施設の耐震化・バリアフリー化などの環境整備、入園が少ない保育所に対しての財政支援など必要な予算をしっかりと確保すること。
- ⑥ 原子力発電所立地地域における避難対策に伴う避難道路の整備、広報等でのICT利活用など必要な事業が生じた場合についてしっかりと関係各省庁と調整し、支援すること。

- ⑦ 原子力災害において現在計画中の松江北道路については防災避難等としても重要な道路であり、引き続き支援すること。また市道等の避難道路についても国土強靱化計画や原子力防災避難道路として関係省庁と調整し、積極的に整備への支援を行うこと。
- ⑧ 原発特措法における支援事業の条件の緩和はもちろん、適用対象地域が松江市内で2分されており、全国状況では薩摩川内市と松江市の2市のみである。原発立地市でありながらこの状況の早期是正と、避難範囲が30キロ圏域となった今、島根地域で言えば出雲市、雲南市、安来市、境港市、米子市も対象となっており、全国の原発特別措置法の対象地域指定拡大についても検討すること。
- ⑨ マイナンバーカードのさらなる普及に向けては、マイナポイントの付与等により普及が一定程度進んだが、引き続き普及啓発に取り組むこと。
- ⑩ マイナンバーカードにおける交付事務事業やシステム維持について、将来的かつ十二分に明確な財源措置を行い、市町村の負担がないように行うこと。

3 総務省

- ① インターネット利用者の増加等に伴い、インターネット、SNS上での誹謗中傷等が島根県でも増えており、インターネット上での誹謗中傷及び人権侵害を防止し、人権擁護の実効性を確保するため、さらに法規制の強化を行うこと。
- ② 自治体では情報セキュリティシステムの更新や情報システム等の維持管理に関し多額の財政負担が必要となっており、これらについては国においてしっかりと支援すること。
- ③ 地域の公共交通の確保・維持についてより踏み込んだ財政支援を行うこと。また、今後の人材不足・利用人口の減により地域公共交通は岐路に立たされている。レベル3の自動運転技術での幹線の早期実装化と、枝線の複合的な組み合わせなど、包括的な交通政策についても、法規制の緩和はもとより、抜本的に支援を図ること。

- ④ JR等の鉄道駅は島根県にとっては地域拠点であり、駅舎の耐震化、改修のみならず拠点整備化などを行う場合については地域の事情をしっかりと鑑み、現在スキームにある地方負担分を有利な起債対象とするなど財政的支援を行うこと。
- ⑤ 令和6年度の島根県への地方交付税については、総額確保はもちろん、以前より国の社会保障施策や教育費に伴う交付税措置などが盛り込まれており、明確かつ十二分な地方普通交付税を確保すること。
- ⑥ 特別交付税の配分に当たっては、令和5年度の島根県内の災害や離島・中山間地域を抱える島根県特有の事情に十分配慮すること。また、全国的に集落支援員、地域おこし協力隊の数が増加しても市町村が安心して地域の実情に応じた様々な事業に取り組めるように、必要な財源を確保すること。
- ⑦ 県内市町村は平成の大合併や学校の統廃合に伴う公共施設適正化を県民の理解のもと積極的に進めている。公共施設の適正化に伴って跡地の利活用（売却等）を行う上で建築物や埋設物の撤去費など公共施設適正化が進むようさらなる財政的支援について検討すること。
- ⑧ 集落支援員や地域おこし協力隊制度等の活用を促すことにより地域の医療介護人材を確保すること。また、それに伴う特段の財政支援についても検討すること。
- ⑨ 令和4年7月の参議院議員通常選挙でも合区選挙が実施されたことは誠に遺憾であり、これまで都道府県が果たしてきた役割と今後の役割の重要性に鑑み、憲法改正を含めて抜本的に合区を解消すること。
- ⑩ 産業や生活等の質を高める第5世代移動通信システム（5G）の地方への速やかな導入に向け、都市と地方の基盤整備に格差が生じないよう環境整備を行うこと。併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。
- ⑪ 人口急減地域においては、バス事業者の撤退や路線の廃止が進み、公共交通体系の再構築が必要となっており、一部地域ではバス路線縮減に伴いタクシーを活用した取組も行われている。しかし、現状では、地域バス路線

の維持に関する経費は特別交付税措置の対象とされているが、タクシーなど道路運送法における乗り合いバスの許可を受けない運行形態に係る経費は対象外となっている。このため地域交通維持の観点から、こうしたタクシーを活用した取組に必要な経費についても、特別交付税措置の対象とすること。

- ⑫ 中山間地域等では、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。
- ⑬ 公共施設の管理に要する経費についても地方自治体の行財政のひっ迫を生じないよう適切な財源措置を講じること。
- ⑭ 特定失踪者問題調査会（短波放送設備の賃借人、「しおかぜ」免許人）が、北朝鮮による拉致被害者の救出を目指して、NHK（短波放送設備の賃借人）が独占的使用権を有し、KDDIが所有、管理する茨城県内の八俣送信所の短波放送設備から短波放送「しおかぜ」を北朝鮮に向けて発信している。現状この放送に対して、北朝鮮から妨害電波が発信され、その対抗手段として、先の特定失踪者問題調査会は常に複数の周波数によって二重放送を行っている。このたび「しおかぜ」で使用している送信機が、老朽化に伴い2024年に廃棄されることから、他の送信機へのアンテナつけ替え工事が実施される期間、二重放送ができなくなり、一波のみの放送となるため、放送が妨害される可能性が高い。このようなことのないように国の責任において対応すること。

4 財務省

インボイス制度が開始され、インボイスの保存や取引先事業者登録番号の確認など、事務管理負担の増大が懸念されている。また、インボイスが発行できない事業者と商取引した場合、当該取引に関する消費税の仕入税額控除ができない事態が発生する。制度運用に当たっては事務管理負担の軽減など対策を速やかに講じること。

5 文部科学省

- ① 小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育水準の維持向上をさせる為、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数を十分に確保し、それに伴う予算措置を十二分に行うこと。
- ② 学校現場において、竹島問題に関する指導を充実させること。
- ③ 島根県では、国に先立ち少人数学級の実践を行っており、国の少人数学級のさらなる推進を行うため、安定的な財源によって措置すること。
- ④ 12学級未満の高等学校、特別支援学校及び小中学校への学校司書の定数配置の改善を図ること。
- ⑤ ICT教育に関する支援員等の確保及び支援、またICT教育に関連する通信費及び機材等の更新費などの維持管理経費においても国においてしっかりと財政措置を行うこと。
- ⑥ コロナ禍において小中学校の子どもたちのメディア依存が進んでいる。国において抜本的な対策や先進的な取組への支援、また国や研究機関によって得られた関連する知見や情報、全国の先進的な取組等についても積極的に島根県に情報提供すること。
- ⑦ 島根県では学校施設及び社会教育施設などの老朽化などが進み、改修など様々な事業の必要性が生まれている。国においては、自治体からの要望に対して補助率のかさ上げを含む確実な財源の確保と支援対象条件の緩和など地方自治体のニーズに沿った財政支援を強化すること。
- ⑧ 特別支援教育の充実及びバリアフリー化等の財政支援の強化について、人員の確保及び教育施設の改修等が必要である。特別支援教育の充実の為、通級指導教室にかかる教員定数の改善を図るなどソフト・ハード両面での地方自治体への財政支援を強化すること。
- ⑨ 不登校などに対する支援として多様な学びの場の整備・運営支援、またあらゆる面での子どもたちのリスタートを積極的に支援していくこと。

- ⑩ 島根県は有形・無形文化財の宝庫であるが、これを維持また後世へ残していく事業において、補助率のかさ上げ措置など必要な支援を行うこと。
- ⑪ 国宝松江城及び日本の城郭群の世界遺産登録に向けた活動の支援及び機運醸成など、世界遺産登録の実現に向けて支援を行うこと。
- ⑫ 石見銀山などの世界遺産や島根県内にある日本遺産等についても、後世にしっかりと残していけるよう、さらなる利活用策も含めて、支援の拡充を行うこと。

6 厚生労働省

- ① 発達障害、インクルーシブ環境などの理解が深まっているが、就労の場において障がい者手帳がない場合は普通採用・勤務となる。通級など支援制度があった未成年時と違い、就労時には社会的環境が整っていない現実がある。障害の程度に関わらず、誰もが働きやすい就労環境を作る為への理解促進など、必要な取組を進めること。
- ② 障がい者福祉制度などの制度改革を行う場合は、地方公共団体における周知や施行準備に要する期間や確実な財政措置等についても十分に配慮すること。また、コロナ禍で引き続き影響を大きく受けている就労系障がい者事業所などの支援を強化すること。
- ③ 重度障がい者の経済的支援の充実として重度障がい者医療費助成制度の拡充及び、家庭への支援などあらゆる包括的な支援を行うこと。
- ④ 医療的ケア児の受け入れ環境の整備に、保育所等の施設改修・専門人材確保などさらなる支援措置を行うこと。また、安定的な医療的ケア児の受け入れ体制の整備として必要な財源を安定的かつ恒久的に措置すること。
- ⑤ 障がい児・者に対する支援として保健師、保育士、教諭、相談支援員の人材育成に係る諸経費に関して所要の財源措置を行うこと。また、遠方からの通学など保護者の負担が大きく、包括的な支援対策を講じること。
- ⑥ 障がい者等の「住まいの場」としてのグループホーム整備などに必要とな

る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について必要な予算確保を図ること。

- ⑦ コロナ禍において行われた緊急小口資金等の貸し付けに対し、いまだ続くコロナ禍の経済的影響を考慮し、引き続き返済猶予の延長(いわゆるスキップ制度)やその為の条件緩和などの措置を講じること。
- ⑧ 島根県をはじめ多くの地方自治体では児童クラブの人材確保は困難になっている。文科省所管である学校との連携や人材確保の為様々な方策や支援について検討を行うこと。
- ⑨ 学校教育時間よりも長いとされている、放課後の子どもの居場所における子どもの教育の在り方や支援制度の拡充についても検討を行うこと。
- ⑩ 保育士配置基準の改善や公定価格の抜本的な改善により、保育の質向上や保育士の業務負担の軽減、さらに保育士の給与等の処遇改善などを図ること。
- ⑪ 「保育所の利用定員は20名以上」と定めているが、島根県においては中山間地域を中心に20名定員を維持できていない施設が増加している。20名定員を充足できない地域の保育所の保育施設機能を維持できるように法改正及び財政支援も含め行うこと。
- ⑫ 保育施設において、国が定めた補助事業を全国一律で実施できる仕組みの構築を行っていくこと。財政基盤の弱い自治体では財源が確保できず、国の補助事業を実施できない状況が広がっている。自治体ごとの財政力の違いによって補助率を変動させるなど、地域財政格差を調整できる仕組みを整備すること。
- ⑬ 処遇改善加算等Ⅱについて、本加算は対象人数が定員規模等により算出され加算額が決定する仕組みとなっており、施設によっては研修を受けた職員全員が当該加算による平等な賃金改善の恩恵が受けられないことや、今後、研修を受けた職員が増加していくことにより、改善後の賃金ベースを維持するために必要な財源確保に不安を覚える施設が数多くある。
そのため、各施設が賃金体系を安定的に運用できる財源を確保できるよう、より自由度が高い処遇改善制度への抜本的な見直しを行うこと。

- ⑭ 保育士の退職手当共済制度の公費助成に関して、令和3年1月25日社会保障審議会福祉部会において、『保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等も踏まえて、更に検討を加え、令和6年度までに改めて結論を得ることとする』としている。処遇改善という観点からも恒久的な補助金とすること。
- ⑮ 主任保育士を保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させるため、代替保育士を加配する主任保育士専任加算制度については、実施条件とされている「乳児が3人以上入所する」などの要件を撤廃すること。また、事務職員についても、複雑化する事務業務に対応できる人員を配置できるように加算要件を撤廃すること。
- ⑯ 保育施設に医療的ケア児の受け入れを進めるにあたり、必要な補償制度の確立や、保険料等の必要経費を国の補助事業の対象にするなど、保育施設の財政負担にならないよう適切な体制整備を行うこと。
- ⑰ 医師不足が深刻な地方の病院や産科など医師が不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
- ⑱ 総合診療医を養成・確保するための必要な措置を講じること。
- ⑲ 島根県では公立病院である県立中央病院をはじめ、市町村の公立病院の拠点性や重要性が増している。国民に等しく命や治療の格差がつかないように地域の中核病院や先進的な取組を行う地方病院については、さらに積極的に支援を行うこと。
- ⑳ 地域包括ケアシステムの担い手として、その業務範囲が拡大する過疎地の公立・公的病院について、医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組が行えるよう、財源措置の充実を図ること。
- ㉑ 基礎自治体において、地域によって在宅医療・在宅介護サービスの量的・質的な提供に差異がつかないように、国が人材確保・育成や財政など総合的な支援を行うこと。
- ㉒ 新型コロナウイルス感染症に限らず、今後も様々な感染拡大が想定される。

重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、感染症対策の中核を担う地方の公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。

- ⑳ 感染症法上の位置づけ変更に伴い、段階的に確保病床が減らされ、病床確保料の単価の引き下げや診療報酬特例加算の縮小がなされたことにより、感染拡大期に入院患者の受入れが進まない懸念がある。また、診療報酬特例加算の縮小により、外来診療を行う医療機関の維持・拡大も困難になっている。
については、入院患者受入体制と外来診療体制が十分に確保できるよう、病床確保料の単価や診療報酬特例加算の縮小について事後検証を行い、必要な対策を講じること。
- ㉑ 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、子どもの安全を確保した上での事業継続が求められている。子どもが長時間集団で生活するこれらの保育所等における感染症防止対策を徹底するために必要となる経費について、補助額を拡充するとともに全額国費による支援とすること。
- ㉒ 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響に加え、生活福祉資金の特例貸付の償還が開始され、生活に困難や不安を抱える方や支援を必要とする方の増加が見込まれることから、こうした方への相談対応や支援の中心的な役割を担う自立相談支援機関において、就労・家計改善支援機能等の強化が図られるよう、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の財政措置を継続するとともに、自立相談支援機関が専門人材も含め人材補強をすることができるようさらに手厚く財源措置を行うこと。
- ㉓ 2024年4月には、6年に一度の医療・介護・障がい福祉サービスのトリプル改定が行われる。人材確保・育成も含め、良質で持続可能なサービス提供ができるよう抜本的な改定を行うこと。

7 農林水産省

- ① 近年多発する豪雨災害によって被害にあった農地及び農業用施設の復旧に必要な予算の確保及び緊急自然災害防止対策事業債の延長を図ること。
- ② TPPや日米貿易協定といった経済連携協定・自由貿易協定については、

国の責任において、引き続き正確な説明や情報発信に努め、農林水産業の関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すこと。また、地域の特性に応じた取組を着実に実施していくための予算を十分に確保し、引き続き必要となる施策を実施すること。

- ③ 水田農業振興対策の充実強化として主食用米の需要に応じた生産・販売を促進するとともに生産者の所得が確保できるよう水田フル活用の推進に必要な経営所得安定対策等の交付金に係る予算を恒久的に確保すること。
- ④ 儲かる農業だけでなく農業が農地保全や日本国土の風景を守っているという視点から、兼業農家などは必要であり、農林水産省において支援の方向性についても検討すること。
- ⑤ 米の需要回復に向け、輸出先の販路確保や拡大、こども食堂での利活用の推進などについて支援を行うこと。
- ⑥ 米の再生産ができる価格を維持できるよう、米政策の基本である需要に応じた生産が全国的に徹底される働きかけを強化すること。
- ⑦ 鳥根県及び県内市町村においては地域にとって必要な農林水産業に関する各種交付金及び補助金を申請予定であり、必要な予算を確保すること。
- ⑧ 中山間地域を中心に鳥獣被害対策は喫緊の課題となっており、国において対策の交付金の総額拡充やその確保を行うこと。鳥根県内においても猪をはじめ、鹿などの鳥獣被害が拡大することから申請予定の交付金総額の確保を行うこと。
- ⑨ 農業用ため池などは利水だけでなく、地域の防災対策に大きく寄与している。所有者及び管理者の責任のみならず、地方公共団体がその責務や役割を果たせるよう適切に財政措置をすること。
- ⑩ 沿岸自営漁業の新規就業者は、研修終了後、数年かけて複数の漁法を習得しながら経営を安定させていく必要があることから、研修終了後の生活を下支えするため、例えば研修生本人に給付金が支給される実践型研修の期間を現行の1年から5年程度に延長するなど支援を拡充すること。また新規就業を希望する漁家子弟の対象を拡充すること。

- ⑪ 天然資源が頭打ちの中、養殖事業への期待は大きい。養殖事業については技術的なことやビジネスモデルの収益性など課題は多いものの、新たな地域産業の一つとして推進を図ること。
- ⑫ 全国的規模で森林や林業、木材産業の大切さや魅力を積極的にPRし、林業・木材産業で働く担い手の地位向上を図るよう、イメージアップの取組を強化すること。
- ⑬ 令和3年3月末までに貸付実行された農林漁業セーフティネット資金の新型コロナウイルス感染症に係る特例措置による融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長を可能とすること。

8 経済産業省

- ① 地域に根差した中小企業・小規模事業者への事業継承への支援を強化すること。
- ② 島根県や県内市町村は独自に産業支援拠点を設置し、支援制度を設計し地元企業にきめ細かい支援を行っている。国においては事業者への直接支援だけでなく、自治体の産業支援の取組が安定的かつ恒久的に行えるように抜本的な財政支援を行うこと。
- ③ 事業再構築支援事業について、島根県内の中小企業・小規模事業所では、要件である大幅な事業の変革に取り組むにはリスクが高く、小さくてもその強みを活かした新規事業の取組を支援してもらいたい。あらゆる支援策や緩和策をもって地方の実情に沿った制度に改善すること。
- ④ エネルギー価格高騰対策は主に内閣府の臨時交付金等で一括交付支援されているが、中小零細下請け企業の多い地方部では価格転嫁が進まない現状が強くあり、交付金の配分の改定と増額を行うこと。
- ⑤ 商店街や中心市街地の再整備においては、商店街のみならずエリア周辺の整備が必要となっている。商店街のソフト・ハード事業支援はもちろん、付随して公共空間の整備などにおいても地方の実情に応じた自由度の高い補

助制度を創設すること。また補助金交付団体が「商店街組合」等になっているが、現状を考えれば、対象商店街への波及効果が高い商店街加盟の企業・個人事業主等、幅広く商店街支援を展開すること。

- ⑥ 輸送業をはじめ各種産業において燃油高騰による影響が大きい。また特に地方においては車社会であり、市民・経済ともに影響が大きくなっている。燃油高騰がもたらす影響への緩和政策をさらに大胆に取り入れた市民生活支援や輸送業支援などを行うこと。
- ⑦ 都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、感染症の長期化に加え、エネルギー価格・物価高騰の影響により資金繰りの深刻化が懸念されるため、据置期間・償還期間の延長等の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。
また、セーフティネット保証や借換需要に対応した伴走支援型特別保証制度を継続すること。
- ⑧ 最低賃金の大幅な引き上げに加えて、原油・原材料の価格高騰の影響から、非常に厳しい経営環境にある県内の中小企業・小規模企業にとって、経費増加分の適正な価格転嫁が一層求められなければならない状況にある。ついては、発注企業に対する指導・監督等の適切な対策を講じること。
- ⑨ 水素社会の早期実現に向けた研究、開発、規制緩和などについて必要な措置を講じること。
- ⑩ 今年 2023 年 1 月に社名を株式会社プロテリアルに変更した同社は、昨年 2022 年 10 月 25 日にアメリカ大手投資ファンドを中心とする企業連合によって株式会社公開買付が終了以降も、産業インフラ関連、自動車関連、エレクトロニクス関連のマーケット分野で幅広い事業展開を行っている。同社は高機能材料分野において世界に冠たる高い技術を持つ素材メーカーであるが、現在操業中の自動車や航空機の部品などに使われる「素材事業」は、脱炭素など動きや国際競争環境に大きく左右されるため、新体制への移行後は、変化に強い収益構造を目指し、成長分野に資源を集中させるなかで依然雇用を含めた改革を行う可能性は残っている。県内には関連・協力会社、取引会社などに雇用されている県民が多数おられ、その影響は大きい。国におかれてはこの状況を注視し、島根県、安来市をはじめとする関係自治体・企業等と連携し、地域の雇用を守り、経済の安定化に万全を期すこと。

- ⑪ 原子力発電所立地自治体での新産業創出支援においてはエネルギー転換による産業創出のみならず、決して経済的基盤が強いとは言えない全国各地の立地自治体の地域の事業者の実情を鑑み、より幅広い範囲で新産業の創出を推進・支援するべく制度の新設を行うこと。
- ⑫ 原子力発電所の安全対策については、世界最高レベルの安全対策を引き続いて実施すること。また市民に分かりやすく、安心安全や国のエネルギー政策の在り方を広報していくこと。
- ⑬ 原子力発電所の立地に係る交付金については、運用面でソフト事業活用など改善されているが、立地自治体の重要性に鑑み、予算枠のさらなる拡大を検討すること。

9 国土交通省

- ① 島根県東部と鳥取県西部の中海・宍道湖圏域は、人口 60 万人が集積する主要経済圏域であり、また同時に、山陰の観光を牽引する圏域でもある。しかし、高規格道路網の整備は進んでおらず、「境港出雲道路」、「米子・境港間高規格道路」を中心とする中海・宍道湖圏域を 8 の字につなぐ道路ネットワークを早期に整備すること。
- ② 県内のほぼ全線で事業化された山陰道であるが、山陰の基幹路線は脆弱である。災害が深刻化・大規模化する中で早期に山陰道の全線開通を目指すこと。
- ③ 近年、大雨災害が頻発化・激甚化してきている。斐伊川・神戸川や江の川などにおける流域治水対策や県河川の内水排除対策などの治水事業の推進を強力に進めていくこと。
- ④ 高速鉄道網の整備は国土の均衡ある発展、また日本海の国土軸の形成においても早期に必要である。地方負担の在り方、並行在来線等の課題があるが、それらを解決するための制度設計、および新幹線税など財源確保についても早急な検討を行うこと。加えて早期に山陰新幹線及び中国横断新幹線を整備計画路線に格上げすること。

- ⑤ 赤字ローカル線の在り方については、国による再構築協議会制度が創設されたが、その運用については、採算性のみ重点が置かれることなく、地域の声が最大限尊重されるよう国が支援策を講じること。
- ⑥ 気候変動や災害の大規模・深刻化など日本を取り巻く環境は激変している。国においてしっかりと国土強靱化計画の加速、支援期間・制度の恒久化など必要予算の総額を確保すること。
- ⑦ 住民の安全・安心を確保するための土砂災害対策や河川改修、道路斜面の落石対策、子どもの交通安全確保対策、地籍調査等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金などの予算を十分確保し、必要な事業が多く残された地方に重点配分すること。また補助対象についてはインターチェンジ及びアクセス道路など、経済性の高い事業道路が優先されるが、島根県内においては未だ基幹道路の整備も終わっておらず、国において道路財源の確保はもちろん、地方の実情を鑑みた道路施策を行うこと。
- ⑧ 宍道湖・中海の水質の改善について、未来を担う子どもたちが宍道湖の水に親しむことのできる水質の改善に向けて湖沼水質保全計画で定めた目標や環境基準を達成するための方策を検討し、実行すること。また近年、宍道湖で問題となっている水草の処理においても漁業や環境面で問題となっており、引き続いて迅速な対応を行うこと。
- ⑨ 緊急自然災害防止対策事業債・緊急浚渫事業債の財源の確保について、期間の延長及び要件の拡大を行うこと。
- ⑩ 自転車活用の推進について自転車活用推進計画に基づき、自治体が定めた計画に対して必要な予算を確保すること。また、地方の実情にかんがみた制度の充実強化を図ること。
- ⑪ 中心市街地などの賑わい創出におけるウォーカブル推進事業や、都市構造再編集中支援事業などにおいては、主体者（県・市）が違っていても事業の一体性も含めて総合的な事業となるよう、対象者や対象事業拡大などを含めた要件緩和を図ること。
- ⑫ 公園の有効的な利活用の推進のためにパークPFIが運用されている。パークPFI等に関連する一体型の支援についてさらに推進し、要件の緩和、

モデル事業には補助率のかさ上げなど地方がモデル的に取り組みやすい有利な支援制度の検討を行うこと。

- ⑬ 都市の緑地化が叫ばれて緑のパブリックスペースである公園の優位性や必要性が高まっている。しかし、遊具の改修など予算の確保に地方自治体は苦慮しており、国においてしっかりと公園整備に係る予算を確保すること。
- ⑭ 下水道事業においてはWPPPについてもインセンティブを強化し、現行の国庫補助制度を堅持して、地方財政支援措置の充実を図ること。また各処理センターの大規模改修などが必要とされており、特段の財政支援について検討を行うこと。
- ⑮ 高齢者、障がいのある人等の移動の円滑化を進めるため、交通事業者が行う公共交通施設やバス等のバリアフリー化などに必要な予算を確保するとともに、補助制度の充実・強化を図ること。
- ⑯ 子どもたちの安心安全な通学路等の整備に関して、必要な予算を確保し、地方自治体からの要望に対して早期に対応すること。
- ⑰ 港湾の整備について島根県内において、必要な港湾整備を行う予定であり、要望額を確保すること。
- ⑱ 浜田港の機能強化、萩・石見空港の羽田空港の地方空港路線発着枠の拡充について特段の支援を図ること。
- ⑲ 公共土木施設の老朽化対策を持続的に実施するため、地方負担の軽減を図るとともに、必要な予算を確保すること。
- ⑳ 改正離島振興法に基づき、離島に係る総合的な対策を引き続き推進すること。「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく施策を円滑に実施できるよう支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。特に、航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡充と、生活物資等の輸送コスト低廉化による隠岐諸島内での物価高是正等の本土との格差是正に向けた支援を拡充すること。

- ⑳ 原油価格・物価高騰が続く中、地域住民の日常生活を支えている鉄道・バス・タクシー・離島航路などの地域公共交通や、物流の基幹的な役割を担っている貨物運送事業者による機能を維持確保するため、燃料価格抑制のための補助制度を継続すること。
- ㉑ 昨今の急激な物価の高騰や大規模な災害などにより、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、必要な予算を確保すること。
- ㉒ 観光地の魅力向上においては、ソフト・ハード事業が一体となった観光地造成が欠かせない。自由度の高い交付金制度の創設を検討すること。
- ㉓ 観光事業におけるスタートアップ支援について、「稼ぐ観光」に成長するまで、ブランディングやプロモーションなどが必要であり、短期的に収益を上げていく事が難しいことから、地域の核となる事業者の立ち上げにおいては、人件費などの定額支援及び補助率のかさ上げを含む支援の検討を行うこと。
- ㉔ 国内旅行、インバウンド旅行についても回復の兆しが見えているが、今後中国などがインバウンド需要に復帰すればさらに加速すると思われる。島根県を含む山陰地方のインバウンドの取組については、観光庁のモデル地域に選ばれおり、今後国の直轄事業を含む重点的な支援に取り組むこと。
- ㉕ 人材やサービス量が限られる地方の観光には課題があり、この点も地域経済好循環化の方針に則り、軌道に乗るまであらゆる伴走支援を強化すること。また、国際観光旅客税を活用する観光施策などについて、上記した地域課題に即した負担割合や上限額を考慮すること。

10 環境省

- ① 循環型社会の実現に向けて、循環型社会形成推進交付金の必要額の確保など財政支援を行うこと。
- ② 地方公共団体や地域や民間団体が実施する海洋・漂着ごみに係る経費や対策について十分な予算を確保するとともに引き続き必要かつ適切な財政支援を行うこと。

- ③ 高齢者及び要介護者等の家庭ごみ特別交付税において対象 100%、50%特別交付税措置の現行ルールがあるが、政権与党である自民党の 2021 年衆議院選挙マニフェスト記載にもあった通り、自治体が安心して取り組める事業推進のため特別交付税のかさ上げや明確な財政措置を検討すること。
- ④ 宍道湖の水草の処理に関する有効的な活用に関しては、全国の各種知見が必要な状況であり、そのための情報共有、また研究や処理活用事業についても支援を行うこと。
- ⑤ 隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、受入環境整備を行うため、自然環境整備交付金の所要額を確保すること。

県への要望

知事におかれては、以下の項目に取り組まれることを要望する。

1 政策企画局

- ① 県政情報に対する多様なニーズに的確に応えるため、県民が求める情報を常にわかりやすく、かつ緊急時には即時に提供できる柔軟な体制を確立すること。また、デジタル時代に適応した最新の広報手段の研究を進め、効率的・効果的な広報活動に努めること。また、その効果を検証し、次の戦略に繋げること。
- ② 島根創生計画にかかる次期県民調査ではデータや統計、ニーズ、幸福度など県民の深層感情など細かく施策に反映できる様、令和6年度には全国モデルとなるような島根県版の先進的な調査を行うこと。また、情報企業などの携帯端末や検索サイトを使った情報取得なども活用し、観光経済などの動きも調査すること。
- ③ 市町村と連携して、ふるさと納税の募集に取り組むとともに、寄付者に対し、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する等、関係人口を増やしていく政策を積極的に拡大していくこと。特に寄付者であり、かつ、島根県出身者である人たちに対しては、さらにアプローチを積極的に行うこと。また、島根県としてもふるさと納税について積極的に財源確保に向けて取り組むこと。また、ふるさと納税を活用し、県内のNPO等の支援を行うこと。
- ④ 第4次島根県男女共同参画計画において目指す姿「すべての女性が自分らしくきらめく島根」の実現に向け、あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり、男女共同参画社会の基盤づくり、人権が尊重され安全・安心に暮らせる社会づくりの実現に一層積極的に取り組むこと。成果については、議会、県民に分かりやすい手法で開示するとともに積極的な啓発活動に努めること。
- ⑤ 島根創生計画に掲げる出生率2.07の達成のためにも、子育て支援の更なる充実を図ること。最も政策効果の高い子育て政策についてエビデンスを持って検討を進めるためにもニーズ調査等を行うこと。

- ⑥ 県内高校や大学等を卒業した若者が、県内企業に就職するなど、島根へ定着するためには、どのような取組が最適であるのか、徹底した分析を行った上で、施策を展開すること。また、地域のひとに大学があってよかったと実感して貰えることを念頭に、地域と連携した島根県ならではの学生の人材育成に臨むこと。
- ⑦ 県立大学の新学科や新コース創設の検討、またサテライトキャンパスの誘致などを進め、県内で学ぶ学生を増やすとともに、早期の段階で県内企業との接点を持てるようにするなど、学生たちの県内定着の取組を進めること。
- ⑧ 島根県において発生する災害や感染症等のリスクに対して、島根県の広報や他の媒体を通じた情報提供、県民や市町村、関係機関等との意思疎通などが円滑に行われるようPDCAサイクルに基づいたリスクコミュニケーションの改善点がないか検証し推進を図ること。

2 総務部

- ① 県内高校や大学等を卒業した若者が、県内企業に就職するなど、島根へ定着するためには、どのような取組が最適であるのか、徹底した分析を行った上で、施策を展開すること。また、地域のひとに大学があってよかったと実感して貰えることを念頭に、地域と連携した島根県ならではの学生の人材育成に臨むこと。
- ② すべての経費を対象に実施されているスクラップ・アンド・ビルドは、継続的に毎年実施するとともに、事業の進捗とスクラップ・アンド・ビルドの実施状況を議会はもとより、広く県民に可能な限り「見える化」すること。
中期財政運営方針に基づき、事業内容の見直しや事務の効率化に不断の努力を行うとともに、成果については、その都度、議会、県民に分かりやすい手法で開示すること。
- ③ 未利用の県有財産の売却を確実に進めるとともに、売却金額の最大化を図ること。また、県有財産を活用した収入を得る方途についても研究をつづけ、積極的に実施すること。
- ④ 「サービスデザイン」の考えにもとづき行政サービスを抜本的に見直すこと。

ともに、AI、IoT、RPAの活用や民間への業務委託の推進などにより行政サービスの効率化を図り、県民サービスの向上及び職員の働き方改革を推進すること。同時に地域の課題解決、行政サービスの改善のためにデータ分析を活用できるスキルを有するデータ活用人材の育成に努めること。

- ⑤ 県職員の人脈形成やスキルアップ、また、民間現場における人手不足の状況を鑑み、公務の能率の確保、職務の公正の確保、職員の品位の保持等を踏まえた上で、県職員の社会貢献活動に関する副業・兼業を可能な限り認め、推奨していくこと。
- ⑥ 地方創生推進、拠点交付金、各種省庁の交付金については毎年、制度の緩和や運用改善が行われており、有利な起債を探すだけでなく、有利な交付金を獲得するため、文言や事業建付けのスキームの整理など、地方創生に資する事業を各部局が展開できるように、財政（財源）の観点からも適時担当部局と協議し、連携を図ること。
- ⑦ 公共施設の改修については老朽化・長寿命化対策が前提になるが、最低限の起債しか財源がない。島根県にとって必要かつ拠点となる公的施設等などが更新時期や、今後国体にあわせて大規模改修を控えている。老朽化・長寿命化対策の目線だけでなく、バージョンアップ魅力化・高付加価値化の視点が、財源負担の軽減にもつながることがある。財源的な面からも担当部局とよく協議し、スキーム変更や財源獲得手段の随時調整と実行を図ること。
- ⑧ 私立学校への経常経費等の補助を拡充強化するとともに、授業料の完全無償化に向けて、当面、県独自に年収590万円以上の世帯への上乗せ支援等就学支援制度の拡充を図ること。
- ⑨ 現状、島根県立大学浜田キャンパスでは教職課程が取れない状況である。教員確保のためにも浜田キャンパスにおいて教職課程を取り入れること。
- ⑩ 県立大学の新学科や新コース創設の検討、またサテライトキャンパスの誘致などを進め、県内で学ぶ学生を増やすとともに、早期の段階で県内企業との接点を持てるようにするなど、学生たちの県内定着の取組を進めること。
- ⑪ 北朝鮮による日本人拉致問題解決に向けた日本政府への働きかけと県内の出身の特定失踪者の調査・救出に向けた取組、県民に対する日本人拉致問

題に関する啓発活動など積極的に取り組むこと。

- ⑫ 県の管轄する公共施設におけるサービスなどの委託契約、物品などの購入については、受託先・購買先にとって、当該事業の持続可能な適正な価格設定になっているかなど、すみやかに検証作業をするとともに、事業者が継続してサービス提供が可能かどうかを評価する仕組みを構築すること。
- ⑬ 県内の高校、大学から県内企業への就職率を高めるために、地域と協働した教育の取組や県内大学への進学を考慮した対応を行うこと。また、島根大学の「へるん入試」や島根県立大学の「学校推薦選抜」といった入試制度や、「しまね産学官人材育成コンソーシアム」等の枠組みを十分に活用し、生徒や学生が日頃から県内地域や企業に関心を持つように努めること。

3 防災部

- ① 島根県において発生する災害や感染症等のリスクに対して、島根県の広報や他の媒体を通じた情報提供、県民や市町村、関係機関等との意思疎通などが円滑に行われるようPDCAサイクルに基づいたリスクコミュニケーションの改善点がないか検証し推進を図ること。
- ② 原子力発電に関する特措法については、各種補助対象などの緩和はもちろん、原発立地市において全国で2市しかない松江市内の一部適用となっており、速やかにこれを是正すること。また雲南市、出雲市、安来市なども特措法の適用範囲にするよう国へ働きかけること。
- ③ 指定避難所に指定されている小中高等学校の体育館施設へのエアコン設置やバリアフリー化などに活用できる緊急防災・減災事業債等、国の各種財政支援制度の周知を行うなど、教育委員会とも連携して、県内の避難所における良好な生活環境が確保されるよう市町村の取組を支援していくこと。特に、エアコン設置が当面難しい場合は、移動式エアコンや扇風機の設置などにより機動的な対応ができるよう環境整備あるいは支援していくこと。

4 地域振興部

- ① 「ふるさとしまね県民制度」（仮称：例えば、県民になった会員には、県民証を発行し、情報の提供や、観光施設等の割引、宿泊施設の優待等特典を設ける、など）を創設し、日本全国から島根ふるさと県民を獲得し、交流人口の拡大や定住促進につなげること。
- ② 特別交付税については、県内市町村が事業実施にしっかりと取り組めるように、所要額の確保に向け、国へ働きかけること。
- ③ 総合特区制度、国家戦略特区制度、しまね版特区制度の対象となり得る地域や分野の掘り起こしと育成を市町村と協力しながら促進し、特区の指定を受けることにより未来の産業振興、地域振興に努めること。
- ④ 小さな拠点づくりのモデル地区を好事例として、その他の中山間地域の地区において取組が活発化するよう市町村と連携して積極的に取り組むこと。
- ⑤ 地域産業の振興については、スモール・ビジネスが創出できるよう、農商工連携を図り、また特定地域づくり事業協同組合を設立活用する取組などに総合的な支援策を講じること。併せて人材の確保・育成を推進し、持続的なまちづくりのために公民館を積極的に活用する方策を検討すること。
- ⑥ 移動手段の確保や生活機能の維持を考えれば、利用しづらく採算が取れる見込みのないバス路線に頼るだけでなく、ドアツードア対応のタクシー利用を取り入れることが望まれており、令和4年10月から地域生活交通の支援制度の見直しが行われたところである。地域の実情に応じた交通体系の構築が進むよう、市町村と連携して取り組むこと。
- ⑦ 集落支援員、地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合などの国の制度と連動した市町村の人材獲得支援に取り組むこと。また地域おこし協力隊の定着率の向上を目指し、コーディネーターを配置するなどの支援策を講じ、特定地域づくり事業協同組合など地域おこし協力隊就業につなげる支援策にも取り組むこと。
- ⑧ 島根県内のスモール・ローカルスタートアップ支援として有効な農泊事業はじめ各種支援制度については省庁縦割りの補助事業だけでなく、幅広く情

報を集め、部局間、市町村、定住財団、地域とも積極的に連携し、伴走型の支援を行うなど、多くのスモール・ローカルスタートアップに繋げること。

- ⑨ 「地域活性化起業人」や「プロフェッショナル人材拠点事業」による人材の誘致を積極的に進め、民間のスペシャリスト人材を活用し、企業の活性化や地域課題の解決を図る取組を強化すること。また、成功事例の情報発信に取り組むこと。
- ⑩ 修学旅行や研修旅行の誘客に努めるなどして、萩・石見空港の利用拡大を図ること。
- ⑪ 関係人口や交流人口の拡大策の一環として、全国の学生や若者に対し島根県への興味や関心また来訪を促すなどの企画に取り組むこと。例えば全県での大人のしまね留学の創設、全国の大学の美術部や美術団体等に呼び掛けるなどして、島根の情景を描く作品展の開催や、島根の情景を写した写真展を開催する等の企画に取り組むこと。
- ⑫ 島根県においては山陰・伯備新幹線について圏域各市町村と連携し、整備計画路線への格上げ、財政力の低い地方自治体の負担軽減の要望を国へ働きかけること。また将来の島根の在るべき姿を県民と共有しながら高速鉄道網の県民の理解促進について啓発事業等に取り組むこと。

5 環境生活部

- ① 外国人との共生社会の環境整備に向けて支援者の確保・育成をNPOや企業などと連携しながら引き続き積極的に行うことともに、支援団体に助成等も含めた支援を行うこと。またウェブなどを活用した日本語指導はもちろん教育などの社会的環境や生活全般についての適切なサポートについて各市町村と連携して行うこと。
- ② 2030年の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の島根開催に向けて、施設改修、競技者・競技指導者の人材確保育成に積極的に取り組むこと。特に、天皇杯、皇后杯の獲得を目指すためには、早期に、計画的に競技力向上に取り組むこと。

- ③ 競技スポーツのみならず、子どもの育成や高齢者の健康寿命などに向けた地域スポーツクラブ支援に取組、既存の支援制度の予算の拡充に取組まれたい。
- ④ 関係自治体、漁業団体等など、海域の先行利用者との調整も含め、洋上風力発電の可能性有無を早期に検討し、可能であれば法に基づく促進区域の指定を受けるための研究を行うこと。
- ⑤ 水素社会の実現に向けて県としても、水素エネルギー活用について産官学のコンソーシアムづくりを具体的に進めること。
- ⑥ 自然公園については、環境を守ることは当然だが、活用することが肝要であり、より環境に配慮した精度の高いビジネス事業に対する支援についてはより格段の支援を行うこと。
- ⑦ 産業廃棄物の管理型最終処分場については、将来予測をしっかりと立てながら県内の排出事業者の不安が無いよう、処分場の設置者と密に情報共有しながら適切な廃棄物行政に取り組むこと。
- ⑧ 宍道湖・中海の水質の改善について、未来を担う子どもたちが宍道湖の水に親しむことのできる環境を目標とするなど、水質の改善に向けて努力すること。また近年、宍道湖で問題となっている水草の処理においても漁業や環境面などから引き続いて迅速な対応に取り組むこと。さらに啓発事業拠点施設であるゴビウスについても魅力的な施設になるよう改修事業に取り組むこと。
- ⑨ 神西湖の持続可能で豊かな環境を回復するため、生物多様性の保全再生に必要な対策を検討し実施すること。

6 健康福祉部

- ① 島根創生計画に掲げる出生率2.07の達成のためにも、子育て支援の更なる充実を図ること。最も政策効果の高い子育て政策についてエビデンスを持って検討を進めるためにもニーズ調査等を行うこと。

- ② 島根県において発生する災害や感染症等のリスクに対して、島根県の広報や他の媒体を通じた情報提供、県民や市町村、関係機関等との意思疎通などが円滑に行われるようPDCAサイクルに基づいたリスクコミュニケーションの改善点がないか検証し推進を図ること。
- ③ 災害や新興感染症への対応において、DMAT・DPAT、災害支援ナースの派遣や活動が円滑化に進むよう、国、県、市町村、医療機関等の連携や情報提供など環境整備を進めること。
- ④ 子育てという親支援だけではなく、「子育て」支援という考え方を持って幼児教育センターによる幼児教育及び幼小連携・接続のさらなる推進に取り組むなど、教育、福祉施策に取り組むこと。
- ⑤ 県内の放課後児童クラブの経営状況、職員の給与などの実態調査を踏まえ、経営、就労環境の改善を図ること。
- ⑥ 島根県内においては、支援を必要とする或いは複雑な問題を抱える未就学児に対して、関係機関とのスムーズな連携がとれていないケースもあり、結果的に就学時に問題となることがある。こうした問題を解決するために、保育施設と教育委員会、児童相談所、市町村担当課、さらには相談支援事業所等との情報共有及び円滑な支援における連携体制を構築すること。
- ⑦ 島根県社協、各市町村社協と連携し、新型コロナウイルス感染症に伴う生活福祉資金の特例貸付を受けた方に対して柔軟な対応をするように取り組むこと。
- ⑧ 医療介護費の抑制のためにも、早期発見早期予防事業の充実を図ること。がん検診、人間ドック等について市町村とともにクーポン券配布事業などの周知を進め、県民が年に一回は検診を「受けたい」インセンティブづくりを行うこと。
- ⑨ 島根県の健康増進計画（健康長寿しまね推進計画）を今年度改定する予定であるが、県民のウェルビーイングのためにも、県勢の発展、財政の負担軽減のためにも、従来よりも健康増進・予防に重点を置いた計画にし、健康アプリなどICTを活用した健康づくりなど幅広い県民の活動になるよう工夫すること。

- ⑩ 医師不足が顕著な離島・中山間地域をケアするためにも、遠隔診断など ICTを活用したスマート・ヘルスケア推進事業の推進を支援すること。また、県民の意識の向上や健康増進に向けた生活習慣の改善に向け、スマート・ヘルスケア推進事業に取り組む市町村への支援・連携体制を強化し、将来的には県全域でその恩恵が享受できるスマートヘルス先進県を目指していくこと。
- ⑪ 福祉人材の確保・離職防止のため、県独自の待遇加算を行うこと。また労務環境改善のため、作業を補助するロボットやRPA導入に際し、予算の拡充等を行い、導入施設が増えるよう、さらなるサポート体制を整えていくこと。
- ⑫ 県の「小規模民間保育所運営対策事業」を今後も継続すること。また、同事業を活用してもなお運営状況が厳しいため、入所人数別の補助単価を引き上げること。
- ⑬ 中山間離島の看護師や助産師の確保策として、総務省の集落支援員や地域おこし協力隊などの活用例があり、採用や兼業の付加など市町村と連携し、さらに島根県がモデル事業としてインセンティブ支援を行うなど、省庁を横断し先駆的な事業に取り組むこと。
- ⑭ 近年、発達障がい児を含め、特別な支援や配慮を必用とする児童が増加している。県の障がい児等保育対策事業について継続するとともに、市町村に対して当該事業の積極的な活用を促すこと。
- ⑮ 地域包括ケアシステムの構築と充実に向け、訪問看護師の確保・定着、継続教育による質の向上、訪問看護ステーションの経営指導を行うこと。
- ⑯ 基礎自治体において、地域によって在宅医療・在宅介護サービスの量的・質的な提供に差異がつかないように、国の支援を活用しながら、人材確保・育成や財政など総合的な支援を行うこと。
- ⑰ 国による不妊治療の保険適用の拡大が令和4年4月から始まった。妊娠出産を望む県民の願いを叶えていくためにも、国の支援策がスムーズに実施されるよう県として対応していくことはもちろんのこと、さらにきめ細かい県単独の支援についてもさらに検討していくこと。さらに、石見部に不妊治療

のできる医療機関が存在しないことから、その設置や誘致に向けて働きかけていくこと。

- ⑱ 看護師の特定行為研修修了者を活用し、地域の小規模な訪問看護ステーション等を支援する等、各圏域の地域包括ケアの充実を図ること。また、現在策定中の第9期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画や島根県保健医療計画に特定行為研修修了者の活用を明記すること。
- ⑲ 訪問看護ステーション、診療所、介護施設などの地域の医療と福祉を担う施設のDX化に向けた環境整備を支援するとともに、まめネットのさらなる普及展開を図ること。
- ⑳ 国に医師、看護職員の処遇改善を求めているが、県においても県立病院や医療機関に対して処遇改善の取組を行うよう働きかけを行うこと。
- ㉑ 障がい者の社会参加を制約する物理的、制度的な障壁や障がいに関する理解不足から生じる誤解や偏見、慣習等の意識上の障壁など様々な社会的障壁を解消していく「島根県障がい者差別解消条例」を制定すること。
- ㉒ 義務教育などについては通級制度などがあり、個性に沿った健全育成環境はあるが、雇用された時は、発達障害などで手帳をもらえない子どもたちについては通常雇用となり、個性に沿った障がいや特性への職場環境などへの理解熟成が必要であり、経済界とも協力し、研修制度の拡充などの理解熟成に取り組むこと。
- ㉓ 人間の大事な器官である目と耳の機能を失うことは大変な事であり、島根県としてより盲ろう者の皆さんの方のご不安やご相談に寄り添い必要な支援措置に取り組むこと。
- ㉔ がん対策については、罹患患者が治療、暮らしや仕事などを安心して行えるように社会的支援についてももう一段考慮され、取組を進めること。
- ㉕ 難病対策については、重度障害を抱え、日常に強く影響がでている御本人や御家族のさらなる支援に取り組むこと。
- ㉖ 結婚したくても叶わない人たちへのサポートを充実させること。現在、県

としても「はぴこ」や「しまこ」といった独自の支援策で男女のマッチングを後押ししているが、「はぴこ」の担い手の発掘など、結婚支援策のさらなる充実を図っていくこと。

- ⑳ 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、大きな負担がかかることが予想される発熱外来の対応能力の強化を進め、それぞれの感染症に対応するワクチン接種の促進に努めること。

7 農林水産部

- ① 宍道湖・中海の水質の改善について、未来を担う子どもたちが宍道湖の水に親しむことのできる環境を目標とするなど、水質の改善に向けて努力すること。また近年、宍道湖で問題となっている水草の処理においても漁業や環境面などから引き続いて迅速な対応に取り組むこと。さらに啓発事業拠点施設であるゴビウスについても魅力的な施設になるよう改修事業に取り組むこと。
- ② 神西湖の持続可能で豊かな環境を回復するため、生物多様性の保全再生に必要な対策を検討し実施すること。
- ③ 木質バイオマス発電は、県内の森林資源が活用できるほか、県内における新たな関連雇用の創出や新規設備投資等が見込まれることから、原木増産をさらに進めること。
- ④ 漁業就業者が急激に高齢化し、減少する中で、人材の確保・育成を図るため「経営体育成総合支援事業」を活用し、就業前の若者に対して、漁業現場での研修や経営能力の向上等の支援を強化すること。
- ⑤ 沿岸自営漁業は、就労者の高齢化や就業者数が減少の一途を辿っている。所得向上対策として、栽培漁業や養殖漁業を一層推進して生産高の向上を図ると共に、漁業就労者の確保や担い手の育成支援に努めること。
- ⑥ エネルギーコスト転換支援事業など、認定農業・漁業者などに支援が偏っている。それ以外の農漁業者は商工系などのエネルギー価格転換支援からも漏れて、支援が受けられない状況にあるため、認定農業・漁業者以外にも支

援が届くよう措置すること。

- ⑦ 農業の生産性の強化や担い手を育成確保することなどを目的とした産・官・学による共同研究を実施するため、農業系大学のサテライトキャンパスの誘致を進めること。
- ⑧ 高性能林業機械等の導入について、今後も支援策を講じていくこと。
- ⑨ 島根林業魅力向上プログラム制度や、しまね林業士制度を取り入れるなど、就労条件の改善に取り組む林業事業者の支援を行うこと。
- ⑩ 集落営農法人の設立支援、機械化・多角化・規模拡大・法人間連携・合併などの経営支援を行うとともに、担い手不在の集落にも対応できる法人の育成に努めること。
- ⑪ 「就農準備資金」や「経営開始資金」等の予算拡充や研修農家への費用補填、研修農家を増やすことなどによって、就農希望者の育成支援をさらに拡充・強化すること。
- ⑫ 農業用廃棄ビニール等の産業廃棄物について、資源の循環をさらに促進する上で必要な一時保管所を設置すること。
- ⑬ 農山漁村を介して、地域社会のつながりを再構築し、島根が持つ暮らしの豊さから定住を図るため、半農半X事業なども含め小規模農家の支援を拡充すること。
- ⑭ 新規就農者のみならず、農業者のGAP取得、美味しまね認証の一層の促進を図ること。
- ⑮ 島根和牛はじめ多くの地産品のブランド化を推進するために、生産者と販売者、県内の観光・地域づくりなどのキープレイヤーなどガストロノミーツーリズムなども含めた連携を図り販売促進・高付加価値化に取り組むこと。
- ⑯ 台風や豪雨災害に係る山林被害の復旧事業及び県民の生命財産を守る防災・減災、県土強靱化のための治山・森林整備事業予算をしっかりと確保すること。

- ⑰ 原木生産と再造林の更なる低コスト化に向けた、林業専用道等の路網整備やICT技術の活用も含めた技術指導と機械等の導入の支援を行うこと。
- ⑱ 県産木材の流通効率化と高品質木材製品の供給体制強化を進めるための木材流通・加工施設の整備・拡充への支援を行うこと。
- ⑲ 森林施業の集約化を進めるため、森林経営推進センターへの支援の継続と森林境界明確化への対策を強化すること。
- ⑳ 林業または農業におけるイノシシ、シカ等の有害鳥獣被害対策を強化すること。
- ㉑ 県産木材の需要を拡大するために、公共建築物に限らず、民間建築物を含めた木造化・木質化を推進・促進すること。
- ㉒ 林業の担い手確保に向けた、林業の魅力や森林・林業・木材産業のPR活動の拡大及び就労条件・環境の改善、安全対策のための支援を行うこと。
- ㉓ 沿岸漁業の構造改革に必要な漁船・漁具等へのリース方式による導入の支援として「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」や「水産業競争力強化緊急事業」を積極的に活用すること。
- ㉔ 農業農村整備事業の推進のため、老朽化した農業用施設の更新が急がれる。特に防災的観点からも防災重点農業用ため池の安全確保に努めるとともに、用排水機場や用水路などの老朽化した農業用施設の改修を推進すること。
- ㉕ みどりの食料システム戦略に掲げる農業のデジタル化を推進し、スマート農業技術の確立を支援するため、県内での農業技術の実証とモデルを構築し、スマート農業の推進すること。そのため、島根県立農林大学校、県内農林高校でのスマート農業教育を充実し、次世代農業につながるAI、IoTの先端技術を導入のための基盤整備に向けた調査を実行すること。
- ㉖ 「儲かる農業」という観点だけではなく、「農地保全・自給自足事業農業」を明確に分け、兼業農家も含めた支援体制について取り組むこと。
- ㉗ 高齢化等による離農、人口減少による労働力不足等から、農地の適切な管理

ができないため、広域連携等の取組を進める政策を展開すること。

- ⑳ 「農業経営・就農支援センター」や「よろず支援拠点」において引き続き各種相談に応じられることになっており、これらの相談機能の周知を積極的に図り、利用度を高める取組を進め、起業も含め地域の農林水産資源を活かして地域産品を加工販売する6次産業の推進を図ること。

8 商工労働部

- ① 島根創生計画にかかる次期県民調査ではデータや統計、ニーズ、幸福度など県民の深層感情など細かく施策に反映できる様、令和6年度には全国モデルとなるような島根県版の先進的な調査を行うこと。また情報企業などの携帯端末や検索サイトを使った情報取得なども活用し、観光経済などの動きも調査すること。
- ② 県内高校や大学等を卒業した若者が、県内企業に就職するなど、島根へ定着するためには、どのような取組が最適であるのか、徹底した分析を行った上で、施策を展開すること。また地域のひとに大学があつてよかったと実感して貰えることを念頭に、地域と連携した島根県ならではの学生の人材育成に臨むこと。
- ③ 県立大学の新学科や新コース創設の検討、またサテライトキャンパスの誘致などを進め、県内で学ぶ学生を増やすとともに、早期の段階で県内企業との接点を持てるようにするなど、学生たちの県内定着の取組を進めること。
- ④ 「地域活性化起業人」や「プロフェッショナル人材拠点事業」による人材の誘致を積極的に進め、民間のスペシャリスト人材を活用し、企業の活性化や地域課題の解決を図る取組を強化すること。また、成功事例の情報発信に取り組むこと。
- ⑤ 島根大学、県立大学内のスタートアップ支援や起業に挑戦する人へのチャレンジファンドの創設などを通して、島根の新しい産業をつくり、それらを牽引するアントレプレナー（起業家）の育成に取り組むこと。
- ⑥ 文化庁の文化観光推進法の趣旨を踏まえ、文化観光の視点を入れながら関

係部局と連携しながら文化観光に取り組むこと。

島根県の文化資源は、観光で活用できるものも少なくなく、積極的な活用を図っていくこと。

- ⑦ 事業承継が円滑に進められるよう、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業の充実強化を図ること。
- ⑧ AI、IoTの活用促進など、企業の経営支援や業務改善を支援すること。
- ⑨ 若者、女性の起業やベンチャー企業の育成に当たって、起業等に必要環境を整え、地域社会と連携し地域を共創するために必要な支援策を講じること。特に、IT、デザイン、コンサルティング、コールセンターなどのデスクワーク、職人技を活かした菓子・食料品づくりなどを通じて起業しようとする者への支援に重点的に取り組むこと。また、島根県が行う創業支援制度について制度自体を知らないという多くの声がある中、その周知についても積極的に行うこと。
- ⑩ 島根県が行うエネルギーコスト削減対策緊急支援事業については、利用ニーズが高く、今年度、国の補正予算が予定されている交付金等を活用し、来年度も事業実施ができるよう取り組むこと。また本施策を含む商工支援策について、県内企業に多く周知できるよう、現在作成している支援パンフレットの増刷など広く広報にも取り組むこと。
- ⑪ コロナ禍を経た今、現在もアパレル業など複数の業種は業態転換しにくく、業績が戻っていない。そのような業種への支援についても積極的に行うこと。
- ⑫ データセンターは都市部に集中しているが、万が一の災害への対応、経済安全保障、新たなデジタルサービスの提供の観点などから地方へ分散配置するよう、国においては税制、助成などにより地方の負担をさらに軽減し促進することを求めている。島根県では国の戦略に先駆けてデータセンターの誘致を実現しているが、誘致件数が少ない。さらに積極的に誘致活動に取り組むこと。
- ⑬ 地域経済を支える中小企業や小規模事業者のDXやGXへの対応への支援を強化するとともに、労働力不足に対応できるようICTの活用が推進さ

れる支援策の強化を図ること。加えて、デジタル人材の育成にも取り組むこと。

- ⑭ 島根県内においては、自然環境や地域資源の魅力を引き出し、観光振興や交流人口の拡大に貢献することを目的として、自転車・サイクリングを活用したサイクルツーリズムを地方創生の一つの切り札として積極的に推進する動きがある。こうした動きに対して、自転車活用推進法の趣旨に添い、必要な支援を行うこと。
- ⑮ 島根県内においては、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」のモデル観光地への選定や「第2のふるさとづくり」事業が実施されるなど、今後、国はウリ（ソフト系事業支援）、ヤド（ハード支援）、ヒト（人材育成）、コネ（世界とのコネクション）、アシ（空港や交通）を重点的かつ一体的に直轄事業として、事業展開する方向である。
島根県観光としても正念場であり、民間事業者を主体に国・県・市町村でチームとして支援していくなど、島根県として積極的に取り組むこと。
- ⑯ 東京や大阪、広島において島根の観光情報発信に努めるとともに、広域観光周遊ルートの形成に向け、観光地域づくりの役割を担う各地の観光協会、DMO等と連携を図り、必要な取組を進めること。
- ⑰ ゲートウェイの確立などインバウンド対策について早期に対策を講じること。台湾便の就航に向けて島根県・圏域の関係自治体、経済団体や県議会と共に、関係者に熱意を伝え、鋭意努力し実現に向けて取り組むこと。
- ⑱ 島根県の観光入込客数は、出雲圏域が約8割である一方、石見圏・隠岐圏域が約2割で、十分な誘客が図れていない状況にある。よって、石見や隠岐にある国立公園や世界遺産・日本遺産、ジオパーク、海の幸などの豊富な観光資源を活かし、旅行商品の企画や情報発信など誘客対策に積極的に取り組むこと。
- ⑲ 観光事業におけるスタートアップ支援について、「稼ぐ観光」に成長するまで、ブランディングやプロモーションなどが必要であり、短期的に収益をあげていくことが難しいことから、地域の核となる事業者の立ち上げにおいては、優良事業については複数年支援も含む支援の検討を行うこと。

- ⑳ 美肌観光の認知度の向上を図り、観光客の誘客により積極的に活かしていくこと。
- ㉑ あらゆる産業分野など人手不足への対応や生産性向上のためにも、DX推進やドローンなどの活用を県をあげて取り組むこと。そのためにも補助金等のさらなる充実等を国にも要望し、民間企業においてはその必要性の周知を図っていくこと。
- ㉒ 今年 2023 年 1 月に社名を株式会社プロテリアルに変更した同社は、昨年 2022 年 10 月 25 日にアメリカ大手投資ファンドを中心とする企業連合によって株式会社公開買付が終了以降も、産業インフラ関連、自動車関連、エレクトロニクス関連のマーケット分野で幅広い事業展開を行っている。同社は高機能材料分野において世界に冠たる高い技術を持つ素材メーカーであるが、現在操業中の自動車や航空機の部品などに使われる「素材事業」は、脱炭素など動きや国際競争環境に大きく左右されるため、新体制への移行後は、変化に強い収益構造を目指し、成長分野に資源を集中させるなかで依然雇用を含めた改革を行う可能性は残っている。県内には関連・協力会社、取引会社などに雇用されている県民が多数おられ、その影響は大きい。県としてもその状況を注視し、国及び関係自治体・企業等と連携し、県民の雇用を守り、経済の安定化に万全を期すこと。
- ㉓ 観光振興を考えた場合、島根県内に電機自動車用充電設備の整備が早く進めば、他県との差別化につながると考えられることから、島根県内の宿泊施設や観光施設が行うEV、PHVなどの電気自動車用の充電設備の整備について支援をすること。

9 土木部

- ① 出雲空港の利用時間の延長に伴う飛行機便の増便に加え、島根かみあり国スポの開催や大阪万博来場者の誘客、また、機材の大型化などによって利用客の拡大が見込まれる。現在の出雲空港では利用者ニーズに十分応えることができないことから、駐車場の整備拡充と一部有料化、空港ターミナルビルの整備拡充によって利便性の向上を早期に図ること。
- ② 松江北道路の計画は進むが、境港出雲道路の多くはまだまだ進んでいない。

宍道湖中海圏域の8の字ルート構想において必要な道路であり、島根県においてもしっかりと実現に向けて取り組むこと。

- ③ 山陰の基幹路線は脆弱である。災害が深刻化・大規模化する中で早期に山陰道の全線開通を睨み、基幹線となるアクセス道路の改良事業などを速やかに実施すること。また、財源の確保についても国への要望を含めしっかりと取り組むこと。
- ④ 山陰道の安来スマートIC（仮称）の設置についての国要望では、しっかりと島根県としての立ち位置と将来ビジョンを提示しながら安来スマートIC（仮称）の実現に向けて取り組むこと
- ⑤ 県民の安心安全を守り、また大規模公共事業による県土強靱化や地域経済好循環化、担い手育成などの効果を睨みながら、国の国土強靱化と連動しながら、緊急自然災害防止対策事業債・緊急浚渫事業債などの有利な起債事業を使いながら迅速に県土の強靱化事業に取り組むこと。
- ⑥ 島根県内においてはいまだ基幹道路の整備も終わっておらず、県内各市町村の住民が安心して暮らせる道路の整備を推進すること。また費用対効果などに依らない施策の必要性など国へ背景説明を積極的に行い、社交金を含めた各種補助金など要求額を下げることなく総額確保に取り組むこと。
- ⑦ 各市町村の中心市街地や中心部などの賑わい創出におけるウォーカーブル推進事業や、都市構造再編集中支援事業など市町村と連携し、事業構築に取り組むこと。
- ⑧ 都市の緑地化が叫ばれて緑のパブリックスペースである公園の優位性や必要性が高まっている。島根県においても必要な都市・港湾等に係る公園整備は遊具等の固定概念のみならず、多くの県民がより利用しやすいように、パークPFIなどの導入なども検討に取り組むこと。
- ⑨ 斐伊川・神戸川治水事業及び江の川流域の一級河川改修事業を推進するとともに、県管理河川の未整備箇所を再点検を実施し改修事業の推進を図ること。
- ⑩ 県内唯一の国際貿易港浜田港と特定地域振興重要港湾河下港の港湾機能

強化に向けた予算の確保と利用の促進を図ること。

- ⑪ 中海架橋の早期実現に向けて中海架橋建設連絡協議会を早期に開催し、事業化に向けた活動に取り組むこと。
- ⑫ 高田-大田道路の事業化に向けた取組を行うこと。
- ⑬ 矢原川ダムの早期建設を進めること。

10 教育委員会

- ① 子育てという親支援だけではなく、「子育て」支援という考え方を持って幼児教育センターによる幼児教育及び幼小連携・接続のさらなる推進に取り組むなど、教育、福祉施策に取り組むこと。
- ② 島根県の児童生徒 1000 人当たりの不登校児童生徒数は他都道府県の中でも多い。不登校児童生徒数の数え方に都道府県間での相違が考えられることを踏まえた上で、教育と福祉などが連携し、貧困やその他の環境改善も含めた不登校対策を講じること。
生徒の実情に合わせて柔軟に十分な支援ができるようスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの人材確保・配置、予算の確保を行うこと。また、校内教育支援センターの設置やICTを活用した学びの支援等を進め、不登校になっても、誰一人学びや社会から断絶されないことを目指し、必要な仕組みを構築すること。
- ③ 中山間地域・離島を守るためにも、県立高校の魅力化を一層進めること。
地元市町村等と県立高校の協働を積極的に支援することで、県立高校魅力化ビジョンの実践に取組、島根の将来を担う人材の育成に一層努力すること。
- ④ 県内の高校、大学から県内企業への就職率を高めるために、地域と協働した教育の取組や県内大学への進学を考慮した対応を行うこと。また、島根大学の「へるん入試」や島根県立大学の「学校推薦選抜」といった入試制度や、「しまね産学官人材育成コンソーシアム」等の枠組みを十分に活用し、生徒や学生が日頃から県内地域や企業に関心を持つように努めること。

- ⑤ 18歳選挙権を踏まえた主権者教育を進めること。
- ⑥ 県立の学校のトイレの洋式化を推進すること。
- ⑦ 県立図書館の資料購入費は、県内市町村立図書館を支える役割が求められる県立図書館のサービスの質を大きく左右するものであり重要な予算である。国に対し地方交付税における基準財政需要額の拡充を要望し、県においても資料購入費の拡充を図ること。
- ⑧ 指定避難所に指定されている小中高等学校の体育館施設へのエアコン設置やバリアフリー化などに活用できる緊急防災・減災事業債等、国の各種財政支援制度の周知を行うなど、教育委員会とも連携して、県内の避難所における良好な生活環境が確保されるよう市町村の取組を支援していくこと。特に、エアコン設置が当面難しい場合は、移動式エアコンや扇風機の設置などにより機動的な対応ができるよう環境整備あるいは支援していくこと。
- ⑨ 教員の働き方改革実現のための政策を引き続き推進すること。その中でも、部活動の地域連携・地域移行に関しては、かみあり国スポへ向けた強化も視野に入れ、指導者等の人材育成に努めるとともに、市町村教育委員会と一緒に、島根の部活動のあり方について方針を示すこと。
- ⑩ 小中高等学校教育における竹島問題に関する啓発活動の強化にさらに努めること。

以上